

告示第25号

江府町認知症高齢者等見守りGPS機器購入費等補助金交付要綱の制定をここに公布する。

令和8年 4月 1日

江府町長 白石祐治

江府町認知症高齢者等見守りGPS機器購入費等補助金交付要綱

令和8年4月1日
告示25号

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症である高齢者その他の認知機能が低下した状態にある者（以下「認知症高齢者等」という。）で行方不明になる可能性のある者の安全を確保するとともに、その者の介護を行う家族（以下「介護者」という。）の身体的及び精神的な負担の軽減を図るため、GPS位置情報システムにより位置情報を確認することができる機能を有する機器（携帯電話若しくはスマートフォン又は腕時計型携帯情報端末であって、当該機能が付加されているものは除く。以下「GPS機器」という。）を購入若しくは賃借する介護者に対して交付する江府町認知症高齢者等見守りGPS機器購入費等補助金（以下「補助金」という。）に関し、江府町補助金等交付規則（昭和38年規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象となる者は、町内に居住する次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 行方不明になる可能性のある認知症高齢者等（在宅である者に限る。以下「要保護高齢者等」という。）を介護する介護者
 - (2) GPS機器及び当該機器と併せて使用する物品（以下「GPS機器等」という。）を使用する要保護高齢者等
- 2 補助対象となる介護者について、当該要保護高齢者等と同居している者のほか、町内又は町外において別居している者も補助対象とする。

(補助事業等)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、GPS機器等の購入又は賃借に係る契約の締結とする。

- 2 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる補助事業の実施に係る経費とする。
 - (1) GPS機器等（充電器その他の付属機器を含む。）の購入に要する経費
 - (2) 要保護高齢者等の行方不明による事故等を未然に防止するとともに、その安全を確保することが認められるGPS機器と併せて使用する物品の購入に要する経費（当該物品をGPS機器と併せて購入する場合に限る。）
 - (3) GPS機器等を賃借する場合における、当該賃借に係る契約に必要となる加入手数料及び登録手数料
- 3 GPS機器の使用に係る月々の使用料及び位置情報の検索に係る費用等については、補助金の交付対象としない。

(補助金額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の額に相当する額（1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。ただし、補助上限額は1万円とする。

- 2 補助金の交付は、第2条に規定する要保護高齢者等1人につき1回とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業に着手する前に江府町認知症高齢者等見守りGPS機器購入費等補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 当該補助事業に係る見積書
- (2) 前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める書類

(補助金の返還)

第12条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合であって、当該取り消し前に既に補助金を交付しているときは、交付決定者に補助金の全額を返還させることができる。

(GPS機器等利用情報の外部提供)

第13条 町長は、江府町認知症高齢者等事前登録事業実施要綱（令和元年要綱第1号）第4条第2項の規定により、黒坂警察署に登録情報のある要保護高齢者等がGPS機器等を利用している情報を、当該要保護高齢者等とその申請者の同意に基づき、黒坂警察署長に通知するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様

江府町長

江府町認知症高齢者等見守りGPS機器購入費等補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった江府町認知症高齢者等見守りGPS機器購入費等補助金（以下「補助金」という。）について、江府町認知症高齢者等見守りGPS機器購入費等補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定に基づき、下記のとおり交付することとしたので通知する。

記

- 1 補助事業名称 江府町認知症高齢者等見守りGPS機器購入費等補助金
- 2 交付決定額等 補助金の補助対象期間及び交付決定額は次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における額については、別に通知するところによる。

交付決定額 金 円
- 3 実績報告 実績報告については、要綱第8条により行うものとする。
- 4 額の確定 額の確定については、要綱第9条により行うものとする。
- 5 補助金の請求 補助金の請求については、要綱第10条により行うものとする。
- 6 補助規程の遵守 本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行にあたっては、要綱の定めるところに従わなければならない。

様

江府町長

江府町認知症高齢者等見守りGPS機器購入費等補助金変更決定通知書

年 月 日付 第 号で交付決定した江府町認知症高齢者等見守りGPS機器購入費等補助金について、年 月 日付の変更届に基づき、江府町補助金等交付規則第8条第1項及び江府町認知症高齢者等見守りGPS機器購入費等補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条第2項の規定により、下記のとおり交付することに決定し通知する。

記

- 1 対象事業の名称 江府町認知症高齢者等見守りGPS機器購入費等補助金
- 2 交付決定額等 補助金の交付決定額は次のとおりとする。

交付決定額	前回交付決定額	金	円
	今回交付決定額	金	円
	差引追加交付額	金	円
- 3 実績報告 実績報告については、要綱第8条により行うものとする。
- 4 額の確定 額の確定については、要綱第9条により行うものとする。
- 5 補助金の請求 補助金の請求については、要綱第10条により行うものとする。
- 6 補助規程の遵守 本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行にあたっては、要綱の定めるところにより従わなければならない。

江府町認知症高齢者等見守りGPS機器購入費等補助金実績報告書

年 月 日

江府町長 様

【報告者】
住 所
氏 名
電話番号

※自署の場合、押印不要

年 月 日付 第 号で交付決定のあった江府町認知症高齢者等見守りGPS機器購入費等補助金について、補助事業が完了しましたので江府町認知症高齢者等見守りGPS機器購入費等補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

実 績 額	円
-------	---

【添付書類】 ※添付している書類の□にレ点を入れる。

- (1) 交付決定通知書（又は変更決定通知書）の写し
- (2) 補助事業に要した補助対象経費に係る領収書の写し又は契約書等の請求額を証するもの

様式第8号（第10条関係）

江府町認知症高齢者等見守りGPS機器購入費等補助金請求書

年 月 日

江府町長 様

【請求者】
住 所
氏 名
電話番号

※自署の場合、押印不要

年 月 日付 第 号で確定通知のあった江府町認知症高齢者等見守りGPS機器購入費等補助金について、江府町認知症高齢者等見守りGPS機器購入費等補助金交付要綱第10条の規定により請求します。

記

【請求金額】

交付決定額	円
-------	---

【補助金の振込先】

金融機関名			
本店支店名			
口座の種類	普通 ・ 当座	口座番号	
口座名義人	(フリガナ)		